

団体図書利用券交付申込書に関わる手引き

担当課係名：館山市図書館

電 話：0470(22)0701

- 1 この申込書で交付を受けられるのは
「団体図書利用券」です。
この券をお持ちでないと、図書館資料の貸出はできません。
- 2 申込のできる時
初めて団体図書利用券を作るとき
団体図書利用券の有効期間が過ぎ、更新するとき
団体図書利用券を損傷又は滅失し、再交付をうける時
- 3 申込できる団体
地域・事業所等を中心として読書活動を行う団体（構成人員5名以上）です。
所在地・職種等は、問いません。
団体名や所在地など、太わくの中の項目を記入して下さい。
委任状は不要です。
- 4 申込の際、必要なもの
団体の規則や会則など、団体名や所在地が確認できるもの。
有効期間の更新の際には、団体図書利用券を添えて下さい。
- 5 手数料
無料
- 6 申込窓口
図書館カウンター